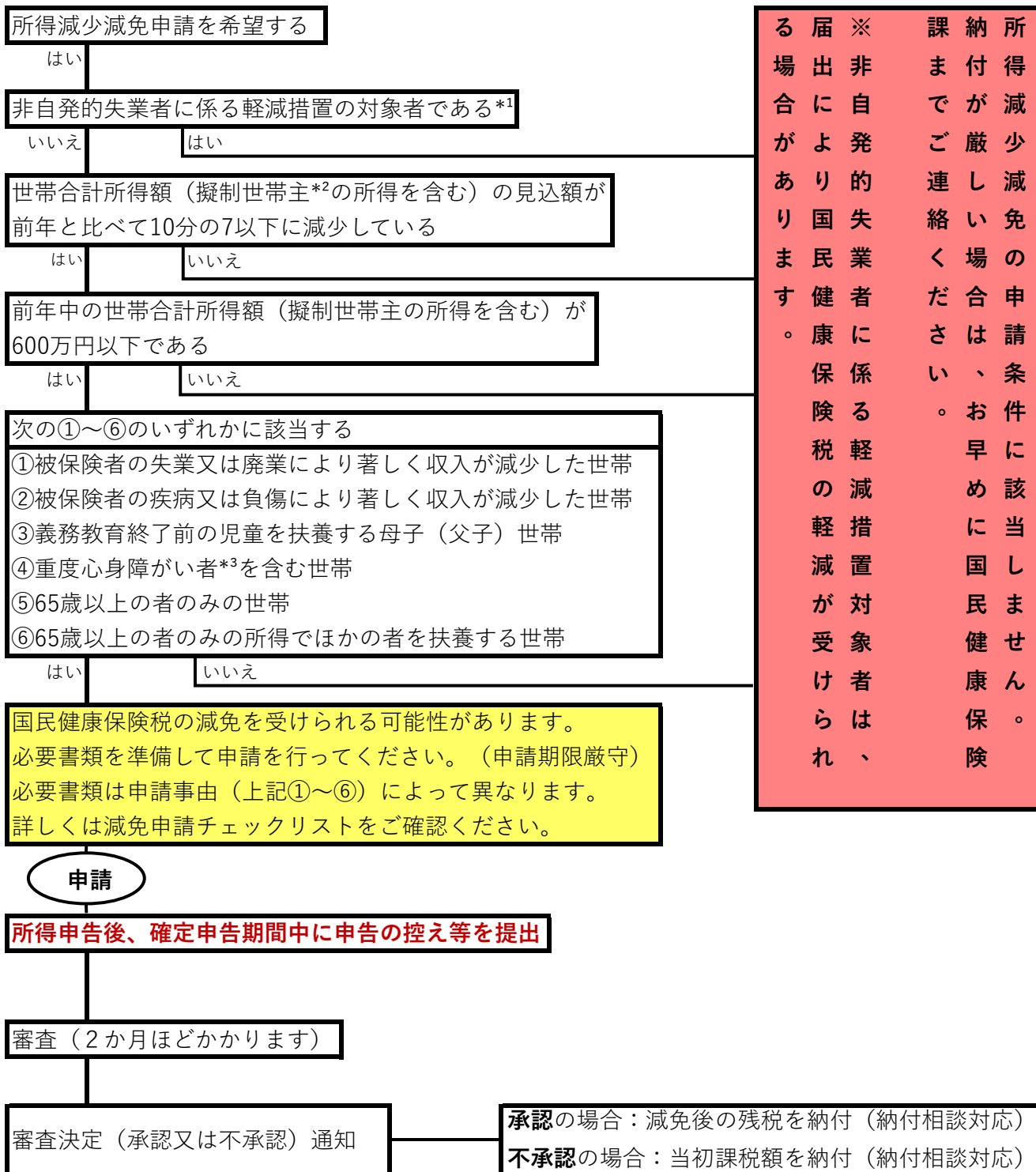


所得減少減免フローチャート



る 届 ※ 課 納 所
場 出 非 ま 付 得
合 に 自 で が 減
が よ 発 ご 厳 少
あ り 的 連 し 減
り 国 失 絡 い 免
ま 民 業 ぐ 場 の
す 健 者 だ 合 申
。 康 者 さ は 請
保 係 い 、 条
険 る 。 お 件
税 軽 早 に 該
の 減 め に 当
軽 措 置 国 し
減 が 対 民 ま
が 受 象 健 せ
け 者 康 ん
ら は 保 。
れ 、 険

*1離職により、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者と認定されている方は、届出により国民健康保険税の軽減が受けられます。雇用保険受給資格者証の「12.離職理由欄」のコード番号が下表に該当する方が対象です。（特例受給資格者証及び高年齢受給資格者証は該当しません。）

対象コード一覧	
特定受給資格者	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者	23、33、34

*2擬制世帯主：国保に加入していない世帯主

*3重度心身障がい者：身体障がい者手帳の1級若しくは2級、精神障がい者保健福祉手帳の1級又は療育手帳の最重度（A1）若しくは重度（A2）に該当する者